

民生委員・児童委員活動助成費県費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、市町村（熊本市を除く。以下同じ。）が市町村民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）及び市町村（単位）民生委員・児童委員協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に要する経費を支出した場合に、当該市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、別表のとおりとする。

(補助の対象期間)

第3条 補助対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式とする。

2 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、歳入歳出予算書（見込）抄本をもってこれに代えるものとする。

3 補助金の交付申請書の提出期限は、別に定めるものとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の変更申請書)

第5条 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式及び添付書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第1号様式を準用）

(2) 変更後の歳入歳出予算書抄本

(3) その他知事が必要とする書類

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第2号様式とする。

2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、歳入歳出決算書（見込）抄本をもってこれに代えるものとする。

3 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、毎年度末日までとし、その提出部数は、1部とする。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)6月29日から施行し、令和2年(2020年)4月1日から適用する。

この要領は、令和3年(2021年)9月6日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

この要領は、令和4年(2022年)7月4日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。

この要領は、令和5年(2023年)5月17日から施行し、令和5年(2023年)4月1日から適用する。

別 表（第2条関係）

補助対象経費 の名称		補助の内容	補助基準額等
1	民生委員推薦 会運営費	推薦会の行う事業に要 する経費として、市町村 が支出する経費	5 0 0 円 × 推薦会委員定数
2	民生委員・児 童 委 員 協 議 会 活 動 推 進 費	協議会の活動経費のう ち民生委員・児童委員の 資質の向上のための研修 会に係る経費並びに情報 収集及び資料作成に係る 経費等協議会の活動の強 化に要する経費及び民生 委員・児童委員活動を広 くPRするための活動に 要する経費について、協 議会に対して市町村が補 助する経費	1 単位民生委員児童委員協議会あたりの 平均民生委員数により、次の【単価の区分】 における（単価）×（単位民生委員児童委 員協議会数） 【単価の区分】 4 0 人 以 上 3 5 0 , 0 0 0 円 2 0 人 以 上 4 0 人 未 満 2 5 0 , 0 0 0 円 2 0 人 未 満 2 0 0 , 0 0 0 円